

会津若松市立会津図書館協議会委員公募要領

1 目的

会津図書館協議会における委員の選考について、その一部を公募方式とすることにより、広く市民の声を会津図書館の運営に反映し、もって教育と文化の向上に資する。

2 職務内容

- (1) 会津図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。
- (2) 子ども読書活動推進計画の進捗状況や協議内容について、報告を受け意見を述べる。

3 募集人員

1名

4 任期

令和7年10月1日から令和9年9月30日までの2年間

5 応募資格

次の全項目に該当する者。ただし、国、地方公共団体の議員及び公務員を除く。

- (1) 会津若松市内に住所を有し、現に市内に居住している者
- (2) 満18歳以上（令和7年7月1日現在）で、学校教育及び社会教育の関係者または家庭教育の向上に資する活動を行う者で、図書館の運営に関心をもつ者
- (3) 市の他の附属機関の委員の職に就いていない者
- (4) 本会の委員の職に就いたことのない者
- (5) 年に複数回、平日に開催される会議に出席できる者

6 募集期間

令和7年7月1日（火）～令和7年8月1日（金）

7 募集方法

(1) 申し込み手続き

① 提出書類

ア 応募申込書

イ 作文 「読書活動推進に対する考え」をテーマに800字以内とする。

② 提出先 〒965-0871 会津若松市栄町3番50号 生涯学習総合センター内 会津図書館

(2) 申込締め切り

① 郵送 令和7年8月1日（金）必着

② 持参又はFAX 令和7年8月1日（金）17時まで

（※7月31日（木）は休館日のためFAX受付のみ受付）

8 選考方法

申込書及び作文により総合的に判断し、必要があるときは面接を実施し、教育委員会において決定する。

なお、応募者が無かった場合等は、再度の募集は行わず、会津図書館で選出する。

9 報酬

委員として会議に出席したときは、非常勤職員の報酬等に関する条例に定める額を支払う。

10 公募の方法

- (1) 市政だより7月1日号掲載
- (2) 市ホームページ掲載
- (3) 会津図書館内掲示及び図書館ホームページ掲載
- (4) コミュニティ放送（FMあいづ）